解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都港区芝公園二丁目一一番一四

特定非営利活動法人フルーツＥＣＯ協会

清算人　鈴木　篤

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都台東区東上野三丁目三七番九号かみちビル六Ｆ

特定非営利活動法人スポーツファミリージャパン

清算人　竹内　一勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目二番一四号

特定非営利活動法人自分の会

清算人　富永　優子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

富山市舟橋北町四番一九号

富山県土地開発公社

清算人　塚原　鐵二

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年三月四日開催の通常総会で解散を決議し、平成二十三年三月二十九日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

岐阜県関市平和通七丁目六番地

関田原土地改良区

代表清算人　粟倉　元臣

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

名古屋市中村区黄金通一丁目二〇番地七

財団法人水道サービス

清算人　林　肇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

京都市中京区聚楽廻り松下町九番地

財団法人京都市急病診療所

代表清算人　北村　和人

解散公告（第二回）

当財団は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

大阪市中央区大阪城三番一号

財団法人大阪城ホール

清算人　生田　末治

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十三年三月三十日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

岡山県久米郡美咲町東垪和六四九番地

清算法人和当地池土地改良区

清算人代表　杉山　稔

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村一四番地

社団法人徳島県海部郡教育会

代表清算人　丸岡　啓二

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日高知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

高知県須崎市山手町一番七号須崎市役所建設課内

須崎市桐間土地区画整理組合

清算人代表　井上　達男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月一日開催の臨時理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

福岡市博多区博多駅前三丁目二五番二一号

財団法人福岡県高齢者・障害者雇用支援協会

清算人　友添　秀利

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日福岡県教育委員会の許可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

福岡県朝倉市三奈木三〇七〇番地

財団法人福岡県立朝倉農業高等学校校友会

代表清算人　白水　福雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

北九州市小倉北区城内一番一号

財団法人北九州勤労青少年福祉公社

清算人　志賀　幸弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

沖縄県那覇市泉崎一丁目二〇番一号

社団法人沖縄雇用開発協会

清算人　弁護士　宮城　和博